

野辺地町障がい者支援計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年4月

 野辺地町

目 次

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の推進	3

第2章 野辺地町の障がい者・児を取り巻く現状

1 人口構造と世帯数	5
2 障害者手帳所持者の状況	6
3 障がい児の教育・保育の状況	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本目標	11
2 施策の体系	13

第2編 障害者基本計画

第1章 広報・啓発

1 広報・啓発活動の推進	14
2 福祉教育等の推進	15
3 ボランティア活動の推進	15

第2章 生活支援

1 利用者本位の生活支援体制の整備	16
2 障害福祉サービス等の充実	17
3 経済的自立の支援	18
4 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興	19

第3章 生活環境

1 建築物等のバリアフリー化の促進	20
2 障がいに配慮した住まいの充実	21
3 移動交通手段の充実	21
4 防災・防犯対策の推進	22

第4章 教育・育成

1 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実	23
2 障がい児に対する教育・保育の充実	24

第5章 雇用・就労

1 障がい者の雇用の促進	25
2 障がい者の職業能力の開発・育成	26
3 障害者就労施設等優先調達方針	26
4 障がい者の就労環境の改善と定着促進	27

第6章 保健・医療

1 障がい者の原因となる疾病等の予防・治療	28
2 医療・リハビリテーションの充実	29

第7章 情報・コミュニケーション

1 情報収集・情報提供の充実	30
----------------------	----

第3編 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点

- 1 第6期野辺地町障害福祉計画・第2期野辺地町障害児福祉計画の基本的な考え方 31
- 2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 31

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

- 1 訪問系サービス 36
- 2 日中活動系サービス 37
- 3 居住系サービス 39
- 4 相談支援 40

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

- 1 相談支援事業 42
- 2 成年後見制度利用支援事業 43
- 3 意思疎通支援事業 43
- 4 日常生活用具給付等事業 44
- 5 移動支援事業 45
- 6 地域活動支援センター 46
- 7 任意事業 46

第4章 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

- 1 障害児通所支援等 48

第4編 成年後見制度利用促進計画

- 1 計画策定にあたって 50
- 2 計画の基本的な考え方 51
- 3 実現に向けた取組 52

資料編

- 1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱 57

第 1 編 總 論

第1章 計画の概要

「障害」の表記について

本文中の「障害」の表記については、法令等に基づく用語や固有名詞を除き、「害」の字をひらがなで表記しているため、「障害」と「障がい」の字が混在しています。

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行など、社会構造が急激に変化しています。また、障がいの重度・重複化や障がい者の高齢化など、障がい者を取り巻く状況も大きく変化し、地域に求められる支援体制や福祉ニーズはますます複雑・多様化しています。

こうした中で、国においては、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に先立ち、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」の制定、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）など、一連の法整備をはじめとする障がい者施策の諸改革が進められ、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、平成28年には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正、「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行など、障がい者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために必要な施策の充実が図られています。

さらに、平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年には「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行など、障がい者の社会参加のさらなる推進に向けた環境整備が進められています。

このような動きの中で、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」が盛り込まれたことを受けて、平成30年には「社会福祉法」の改正が行われ、「我が事・丸ごと」の地域づくりを実現するために、障がい者や、高齢者、子ども、生活困窮者等も含む、地域を基盤とした包括的な支援体制の整備に向け、分野を横断した取り組みが推進されています。

こうした状況を踏まえ、本町においては、平成30年3月に「第3次野辺地町障害者基本計画・第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画」をとりまとめた「野辺地町障がい者支援計画（平成30年度～平成32年度）」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。このうち、計画期間を3年とする「第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画」が令和2年度で最終年度を迎えるため、新たに「第3次野辺地町障害者基本計画・第6期野辺地町障害福祉計画・第2期野辺地町障害児福祉計画」をとりまとめた「野辺地町障がい者支援計画（令和3年度～令和5年度）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本町では、障害者基本計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画が相互に密接な関係があることや、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、これらの計画を一体的に策定します。

○障害者基本計画

障害者基本法第11条に基づく障がい者のための施策に関する計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、広報・啓発等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。なお、障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画です。

○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即した障害福祉サービス等の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込み、整備、人材の養成等について定めます。なお、障害福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制について計画します。

○障害児福祉計画

児童福祉法第33条に基づき、国の定める基本指針に即した障害児通所支援や障害児相談支援の確保に関する計画です。なお、障害児福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要量を見込むとともに、提供体制について計画します。

○計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」とします。また「障がい児」とは、同法第4条第2項に規定する「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」とします。

3 計画の期間

「障害者基本計画」は、平成24年度から平成29年度までの6年間の計画期間の終了に伴い、平成30年度から平成35年度までの6年間の障害者基本計画を策定しております。

「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、国の定める基本指針において3年を1期として作成することとされており、令和3年度から令和5年度までを期間とする「第6期障害福祉計画」と「第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

障害者基本計画 (平成24年～平成29年度)		障害者基本計画 (第3次) (平成30年～平成35年度)	
		策 定	
野辺地町障害者 支援計画(第3期) (平成24～平成26年度)	野辺地町障がい者 支援計画(第4期) (平成27～平成29年度)	障害福祉計画 (第5期) (平成30～32年度)	障害福祉計画 (第6期) (令和3～5年度)
		障害児福祉計画 (第1期) (平成30～32年度)	障害児福祉計画 (第2期) (令和3～5年度)

4 計画の策定体制

介護・福祉課が中心となり、青森県と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に野辺地町障害者自立支援協議会に提出するための計画案を作成し、協議の結果等を反映するよう留意しました。

○野辺地町障害者自立支援協議会

野辺地町障害者自立支援協議会は、障がい者福祉、保健、医療、その他障がい者福祉に必要な関係者により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

5 計画の推進

(1) 関係機関、地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、介護・福祉課が中心となる中で、これら町内関係機関との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係機関との連携を図っていきます。

中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町村とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

なお、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠です。

(2) 人材の育成・確保

障がい者福祉に携わる人には、障がいや障がい者を正しく理解し、障がい者の気持ちや要望を汲み取ることが重要です。意見や要望に十分に耳を傾けながら、障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

また、より質の高い福祉サービスを充実させるため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。高齢者サービスにおける人材の必要性との兼ね合いをみながら、作業療法士、理学療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門的な人材を確保していきます。

さらに、障害者自立支援法の改正に伴い、相談支援専門員等の人材確保にも積極的に取り組んでいきます。

(3) 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、介護・福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。また、野辺地町障害者自立支援協議会において、障害福祉計画や障害児福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、関係者の意見を取り入れ必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

第2章 野辺地町の障がい者・児を取り巻く現状

1 人口構造と世帯数

当町の人口と世帯数は令和2年でそれぞれ12,956人、6,466世帯となっており、一貫して減少傾向にあります。

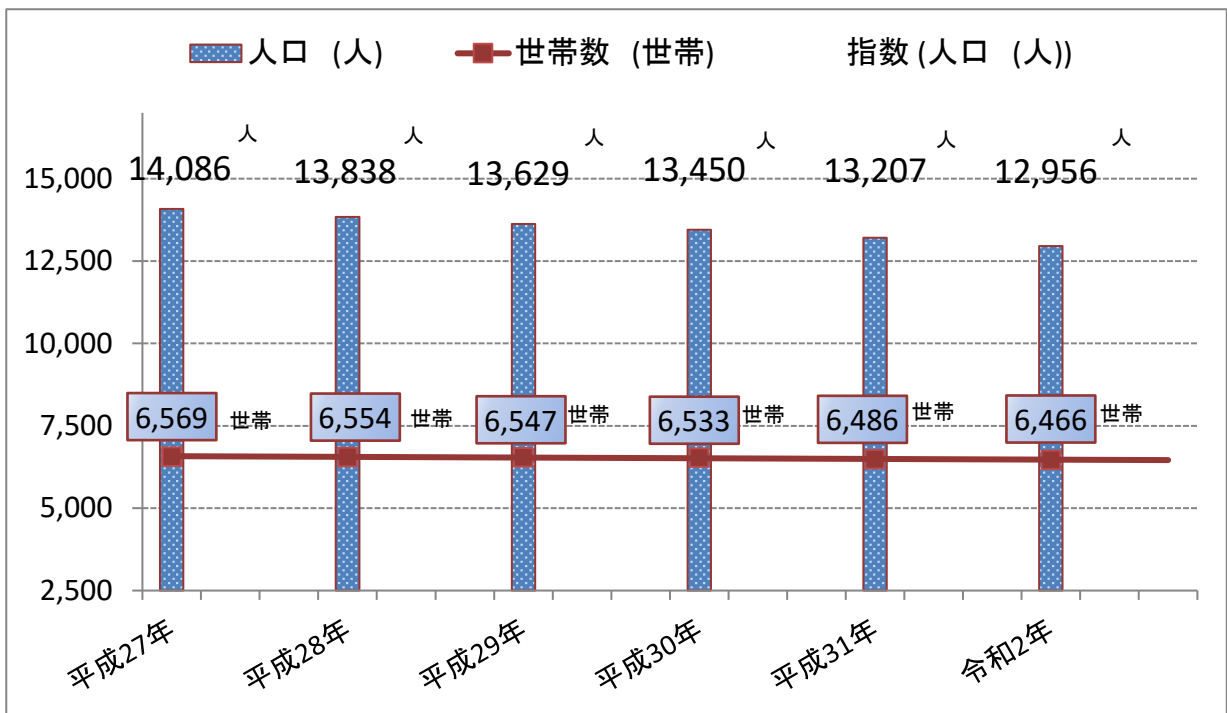
【人口と世帯数の推移(表)】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口 (人)	14,086	13,838	13,629	13,450	13,207	12,956
世帯数 (世帯)	6,569	6,554	6,547	6,533	6,486	6,466

各年3月31日現在

資料:住民基本台帳

【人口と世帯数の推移(グラフ)】



各年3月31日現在

資料:住民基本台帳

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者の人数は、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育(愛護)手帳所持者は概ね横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

また、障害者手帳別では、各年とも身体障害者手帳所持者の割合が、障害者手帳所持者全体の約7割を占めていることがわかります。

【障害者手帳所持者数の推移(表)】

(単位:人)

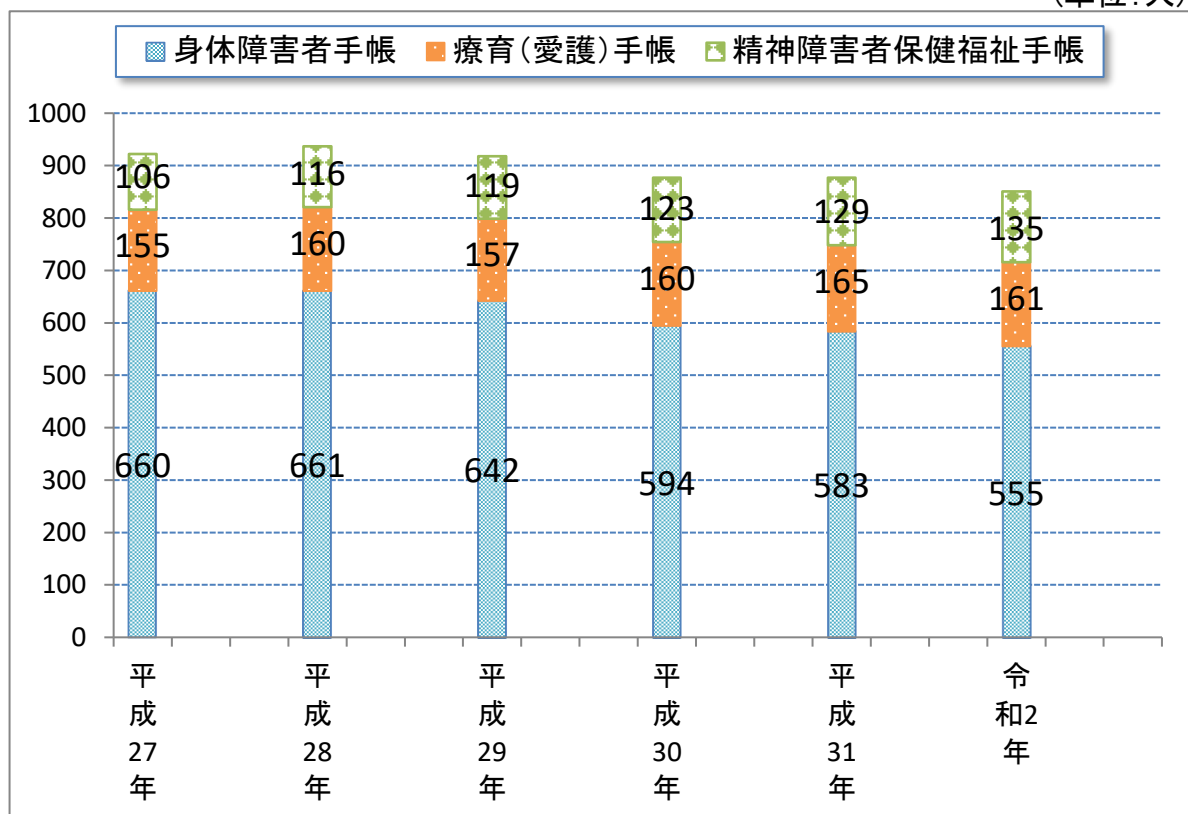
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳	660	661	642	594	583	555
療育(愛護)手帳	155	160	157	160	165	161
精神障害者保健福祉手帳	106	116	119	123	129	135
合計	921	937	918	877	877	851

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

【障害者手帳所持者数の推移(グラフ)】

(単位:人)



各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の障害別の人数は、各年とも肢体不自由が最も多く、次いで内部障害^{※1}が多くなっております。また、全ての障害別で減少傾向にあります。

年齢別では、60歳以上で大きく減少していることがわかります。

【身体障害者手帳所持者数の推移(障害別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
肢体不自由	355	342	326	304	293	278
聴覚・平衡機能障害	41	39	37	32	31	31
視覚障害	46	44	43	38	36	35
内部障害 ^{※1}	210	229	229	215	217	207
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	8	7	7	5	6	4
合計	660	661	642	594	583	555

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

※1 内部障害とは、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう機能障害、直腸機能障害などの内臓機能障害の総称。

【身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	9	9	9	9	10	8
18～29歳	14	16	16	15	14	11
30～39歳	19	23	23	16	16	19
40～49歳	29	30	28	28	28	23
50～59歳	64	61	57	60	55	58
60～64歳	61	56	50	41	48	37
65歳以上	464	466	459	425	412	399
合計	660	661	642	594	583	555

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

(3) 療育(愛護)手帳所持者の状況

療育(愛護)手帳所持者の程度別の人数は、各年ともB(軽度)がA(重度)を上回っております。また、A(重度)は概ね横ばい、B(軽度)は微増傾向にあります。

年齢別では、40～49歳で微増しており、その他は概ね横ばいにあることがわかります。

【療育(愛護)手帳所持者数の推移(程度別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A(重度)	66	68	66	68	66	67
B(軽度)	89	92	91	92	99	94
合計	155	160	157	160	165	161

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

【療育(愛護)手帳所持者数の推移(年齢別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	22	25	21	20	22	19
18～29歳	33	35	33	32	32	31
30～39歳	37	36	35	38	39	39
40～49歳	20	25	27	26	26	26
50～59歳	17	17	14	17	17	18
60～64歳	7	3	5	6	8	10
65歳以上	19	19	22	21	21	18
合計	155	160	157	160	165	161

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の人数は、各年とも2級が最も多くなっております。また、2級と3級で増加傾向にあります。

年齢別では、特に30～39歳で増加していることがわかります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	44	43	47	45	45	46
2級	54	60	56	61	63	70
3級	8	13	16	17	21	19
合計	106	116	119	123	129	135

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)】

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	0	1	0	0	0	3
18～29歳	6	8	12	13	13	11
30～39歳	10	12	11	13	16	21
40～49歳	24	24	29	33	34	27
50～59歳	29	31	28	26	24	27
60～64歳	12	13	15	14	16	14
65歳以上	25	27	24	24	26	32
合計	106	116	119	123	129	135

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

3 障がい児の教育・保育の状況

【特別支援学級の状況】

	平成30年		平成31年		令和2年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	7学級	13人	7学級	11人	7学級	14人
中学校	2学級	8人	2学級	6人	2学級	4人
合計	9学級	21人	9学級	17人	9学級	18人

各年5月1日現在

資料:野辺地町 教育委員会

【特別支援学校への就学状況】

(単位:人)

	平成30年		平成31年		令和2年	
	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他	七戸養護学校	その他
小学部	3	1	4	2	5	1
中学部	2	1	4	1	4	0
小計	5	2	8	3	9	1
合計	7		11		10	

各年5月1日現在

資料:野辺地町 教育委員会

【ことば・まなびの教室への通級状況】

(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年
幼児	6	8	9
児童	20	20	21
合計	26	28	30

各年5月1日現在

資料:野辺地町 教育委員会

第3章 計画の基本的な考え方

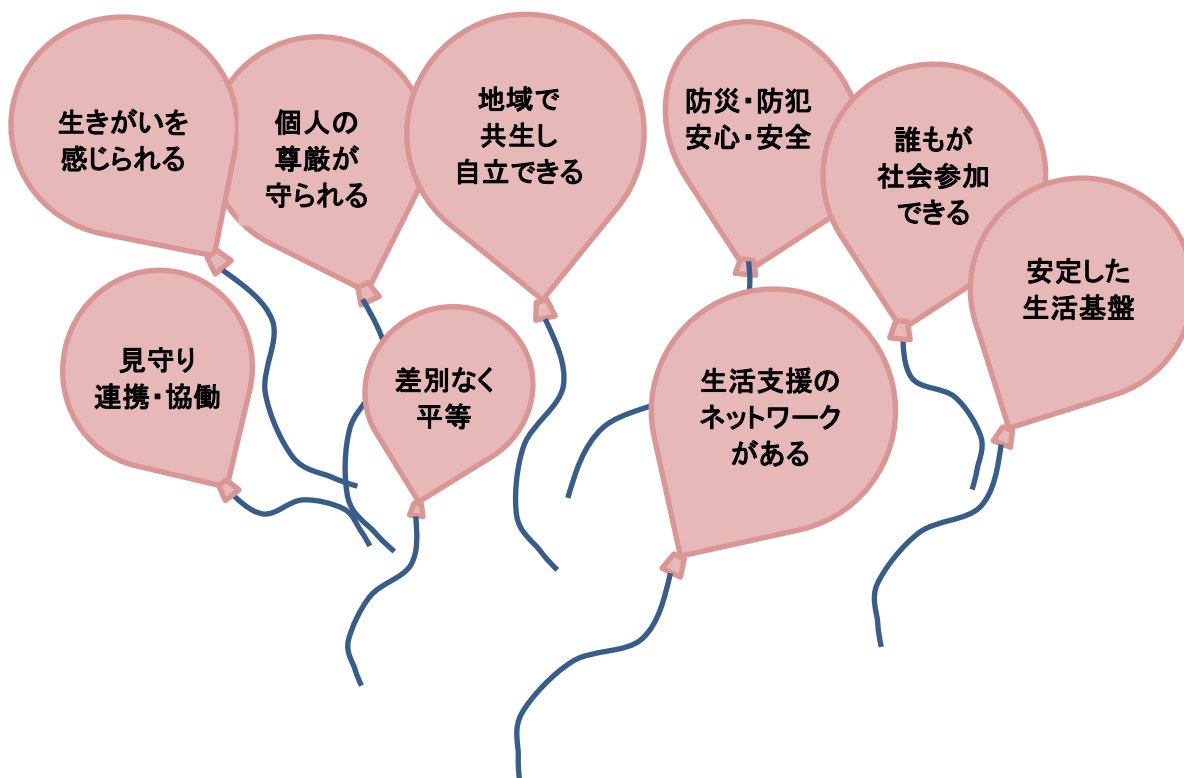
1 基本理念及び基本目標

本町では、第3次野辺地町障害者基本計画において「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考え方に基づき、「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり～ノーマライゼーション・リハビリテーション～」を基本理念としました。

第6期野辺地町障害福祉計画・第2期野辺地町障害児福祉においても、この基本理念を共有し、「一人ひとりが自分らしく生きることができる社会、地域で支え合うことのできる共生社会、すべての人が安心して生活できる社会」が実現できるよう、あらゆる町民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、町民が一体となって、障がい者施策に取り組んでいきます。

《基本理念》

すべての人が互いに尊重し合い、
心豊かに安心して暮らせるまちづくり
～ ノーマライゼーション・リハビリテーション ～



(1) 一人ひとりが自分らしく生きることができる社会

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のさまざまな活動に参加しながら生きがいをもって生活するためには、一人ひとりの生涯にわたって、ライフステージ毎の課題に応じた支援が必要です。

また、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活をするためには、社会環境の整備が必要となります。

本町では、障がいのある人の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指します。

さらに、国は、ライフステージのすべての段階において制限されている活動や制約されている活動の回復を図り、社会活動に参加できることを目指す「リハビリテーション」と障がい者が障がいをもたない人と同じ生活をし、活動する「ノーマライゼーション」の理念のもとに施策を講ずることとしていることから、本計画においてもその考え方を基本理念に掲げます。

※ リハビリテーションとは、一般的には「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」(全人間的復権)を意味します。

※ ノーマライゼーションとは、「障がいとなる壁を無くしていくのではなく、障がいを持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方である。

(2) 地域で支え合うことのできる共生社会

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支え合いながら生きていく共生社会の実現が必要です。

そのためには、地域で共に生活する住民としての共感や相互理解、そして必要に応じて関係機関や関係者が支援できる体制を構築することが必要です。

本町では、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するため、地域で支え合うことのできる共生社会づくりを目指します。

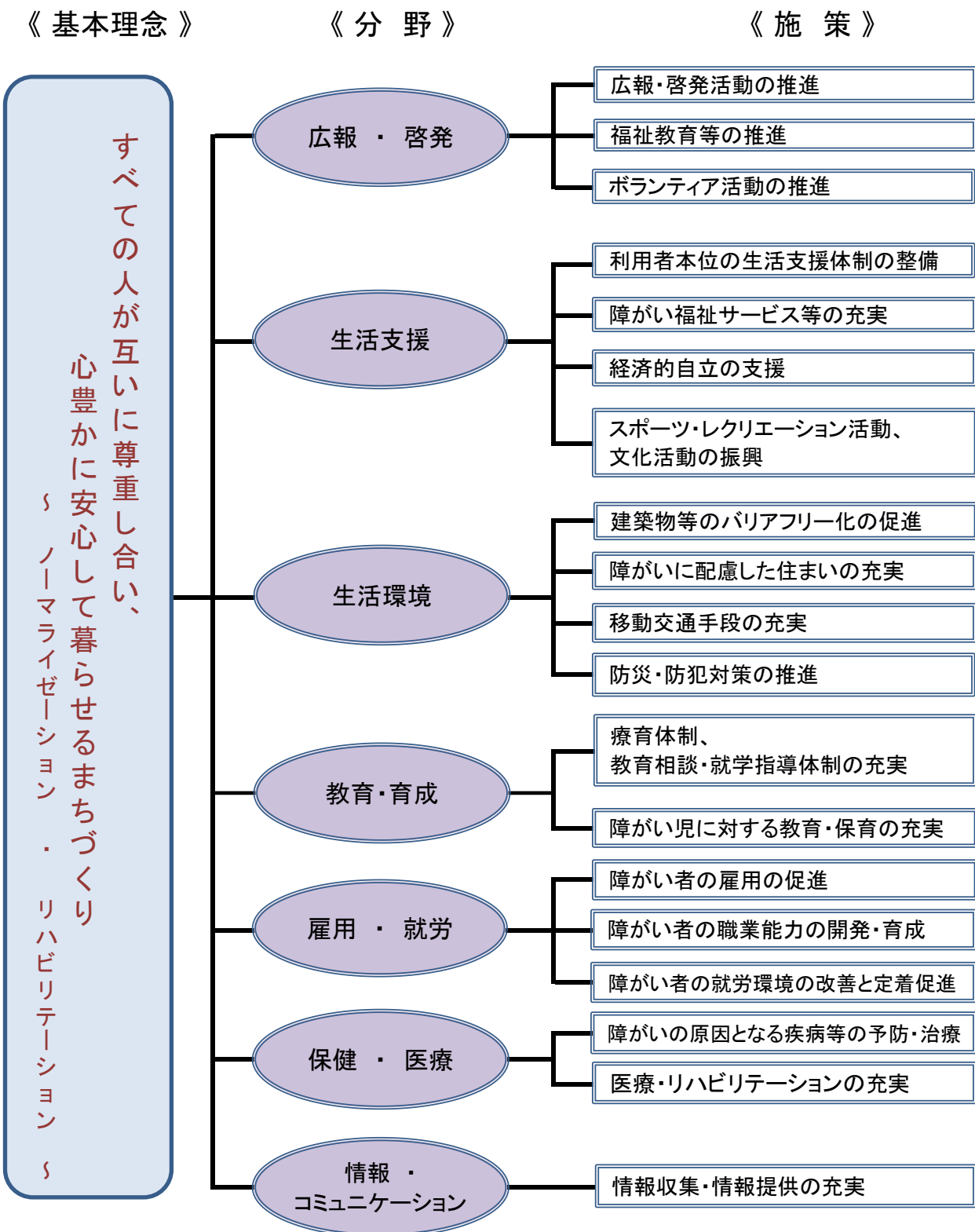
(3) すべての人が安心して生活できる社会

計画の対象者は、障がい者を中心に、介助者・援助者・ボランティア、さらには野辺地町で暮らしているすべての町民です。その目標とするところは、障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、社会全体のシステムを障がい者にとって利用しやすいもの、つきつめると全ての人々が利用しやすいものへと変えていくこと、いわゆる「バリアフリー(無障壁)の社会」を目指すものです。

本町では、障がいのある人に限らず、誰もが安心して生活することのできる社会づくりを目指します。

2 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のようになります。



第 2 編

障害者基本計画

第1章 広報・啓発

1 広報・啓発活動の推進

障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民はそれぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。現状では、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が全くない状況にあるとは残念ながら言い切れませんが、すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して広報・啓発活動の充実を図ります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 障がいの理解の促進	障がいについて住民が正しく理解できるよう、町の広報紙への情報掲載やパンフレットの配布などにより、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。
	② 障がい者に対する理解の促進	町の広報誌、ホームページやパンフレット等を利用した広報・啓発活動を継続的に行い、すべての住民が障がい者に対して適切な援助ができるよう、障がい者に対する理解を促進するとともに、国や県における障がい者をめぐる状況・施策動向も含めた幅広い情報提供を行います。
	③ 交流の場の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる地域の催しを企画することで、様々な人が交流できる機会と場を提供します。町民が共に集い、互いの理解を深めることができる各種イベントの開催等を推進します。 また、地域の障がい者団体、支援組織などとの協働関係に基づいた事業実施についても検討します。
	④ 多様な広報手段の充実	広報誌をはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。特に、障害に応じた「点字」や「録音機器」等の適切な広報手段や視覚障がい者のPC用ソフトや機器提供を促すよう情報提供します。

2 福祉教育等の推進

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

特に、知的障がい者（愛護手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）からは福祉教育の推進が重要であるとの意見が多く、「地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」を望む声が、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）よりも多く聞かれます。

町では、小中学校において、障がい者施策に対する理解を深める教育を推進してきましたが、ノーマライゼーションの理念を浸透させるための取り組みを今後も積極的に実施していく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 学校教育における福祉教育の充実	障がいの有無にかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要であるため、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。 各学校において、児童、生徒に対する指導力の向上、福祉教育の充実を図ります。

3 ボランティア活動の推進

障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、障がい者にとって単に日常生活上のサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。また、障がい者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① ボランティアに対する広報活動の充実	町の広報紙等を利用して、継続的に町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図るなどボランティアに対する広報活動の充実を図ります。
	② 手話ボランティア活動の促進	聴覚障がい者の活動や社会参加を促進するため、手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。
	③ ボランティア派遣の充実と円滑化	ボランティアの育成を図るとともに、ボランティアを必要としている施設や障がい者に対し、ニーズに応じた派遣の充実を図ります。
	④ ボランティア情報のネットワーク化の促進	ボランティア交流会や交流研修会をとおしてボランティア情報の交換に努めるとともに、インターネットを利用したボランティア情報のネットワーク化を推進します。
	⑤ ボランティア活動の振興	多様なボランティア活動の推進を図るため、障がい者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実に努めます。
	⑥ 精神家族会「めぐみ」へボランティアの参加促進	精神障がい者で家に引きこもっている若者等を社会復帰するために月1回レクリエーションや勉強会を開催し、障がい者や家族間の交流の場となるようボランティアが補助します。

第2章 生活支援

1 利用者本位の生活支援体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要となってきます。障がいの部位、程度等はそれぞれ異なるわけですから、障がいのある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障がい者の数だけあるとも言えます。そのため、生活支援を行う際は利用者の立場になり、すべての障がい者のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がいの程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らして行くためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

障害福祉サービスにおいては、一般的な相談支援に加え、各サービスの利用に際し、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります(計画相談支援)。精神障がい者の地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)や地域定着支援(24時間の相談支援体制等)の創設も含めた新たな相談支援体系への対応を図ることも求められます。

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりが重要です。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 相談支援体制の整備	相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めるとともに、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。また、相談員の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい環境を整え、さらに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話、FAX、電子メールによる相談や訪問による相談など支援の充実を進めます。

2 障害福祉サービス等の充実

障がい福祉制度におけるサービス提供は、平成25年度から障害者総合支援法による新しい制度になり、各種福祉サービスが一元化されました。障がいの種類を超えた共通の場で、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになり、従来の「支援費制度」における、障がい種別の縦割りサービス、施設・事業体系の分かりにくさ、就労支援策の不足、精神障がい者が制度対象外であることなどの課題の解消が図られました。

障害者総合支援法により、障がい者の福祉サービスは、一人ひとりの状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障がい種別などによって細かく分けられていた従来の施設・事業体系が7つの日中活動に再編されました。また、「地域生活支援事業」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化し、日中活動の場と居住の場を分離し、24時間施設で生活するのではなく、地域と交わる暮らしの実現を目指します。さらに、入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用実態の差異などの問題が解消することを目指します。

施策項目	内 容
① 障害福祉サービス等の周知	障害福祉サービスについては、広報紙やパンフレットなど多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。さらに、役場窓口、相談支援事業所等での相談の際に周知を図ります。
② ケアマネジメント体制の確立	障がい者に必要なサービスが提供されているかどうか評価し、不足しているサービスがある場合は充足できるような体制づくりを進めます。 障がい者の権利擁護や専門的な相談を行う権利擁護制度について周知します。 新規利用者は、3か月ごとのモニタリング。更新者は1年ごとの計画の見直し。
③ 障害福祉サービスの充実	年齢や障がい種別等に関わらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、相談支援及び障害福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。 ●日中活動系サービス ●訪問系サービス ●居住系サービス ●相談支援
④ グループホーム等居住系サービス施設の設置支援	グループホームやケアホーム等の施設の設置、運営に対する支援を行い、必要に応じて障がい者が居住系サービスを利用できるよう支援の充実を図ります。
⑤ 地域生活支援事業の充実	障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●コミュニケーション支援事業(意思疎通事業) ●日常生活用具給付等事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター ●任意事業(日中一時支援事業、デイサービス事業など) ●知的障害者職親委託事業 ●更生訓練費給付事業 ●自動車運転免許取得・改造助成事業 ●生活サポート事業

今後の取り組み

3 経済的自立の支援

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得補償を充実していく必要があります。この所得補償の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR、航空運賃及び有料道路の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も充実に努めていく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 年金、手当制度の周知及び充実	20歳以上の障がい者の所得補償のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めます。
	② 税の減免、各種割引制度の周知及び充実	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知徹底に努めます。
	③ 公共施設利用料等の割引制度活用の促進	公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。
	④ 住宅改修費助成制度の充実	障がい者が在宅で生活できるよう、助成制度の充実と利用の促進を図ります。(65歳以上の障がい者は、介護保険制度へ移行する。)
	⑤ 移動支援事業等による車両利用の充実	障がい者の社会参加を促進するため、福祉車両利用の充実に努め、利用できる事業所の充実に努めます。

4 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

障がい者の種別、程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、各種活動に関する広報・啓発活動を行っていく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体の育成支援を図るとともに、「青森県障がい者スポーツ大会」などの国・県や障がい者団体が実施するスポーツ活動を支援します。
	② 文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。障がい者が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、支援します。
	③ 各種イベント等への参加促進	障がい者が、町主催の各種行事、各種イベント等の地域行事への参加を促進するため、手話通訳者の派遣など参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。
	④ 施設の整備	障がい者の文化・スポーツ活動推進のため、障がい者の利用に配慮した施設の整備、改修を推進します。

第3章 生活環境

1 建築物等のバリアフリー化の促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって、安全で、便利で、快適な環境と言えます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があるといえます。

バリアフリー化推進の国の動きとして、平成18年12月に「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)が施行されました。それまで、商業施設などの建築物については平成6年制定の「ハートビル法(通称)」公共交通機関や駅などの交通施設については平成12年制定の「交通バリアフリー法(通称)」と、対象によってバリアフリー対策は別々に行われていました。バリアフリー新法はその2つを統合し、公共交通機関、建築物、公共施設等について一体的にバリアフリー化の整備を行うことを目的とし、障がい者、高齢者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るものです。

青森県では平成10年に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定しましたが、野辺地町においても、高齢者、障がい者を含むすべての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めています。

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 公共施設のバリアフリー化促進	国等の基準に適合するよう、公共的施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。また、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針等に基づき、既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については改善に努めます。
	② 住宅改修の促進	障がい者の在宅生活が可能となるよう住宅改修を促進する観点から、住宅リフォームに関する相談体制の整備、住宅改造改修助成などを実施します。
	③ 民間施設のバリアフリー化促進	人の集まる民間施設について、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づいた整備を関係機関に要請していきます。

2 障がい者に配慮した住まいの充実

障がい者が自立して快適な生活を送るためには、公的住宅の確保はもちろんですが、ソフト面でのフォローも重要です。今後は建設部門、福祉部門での調整を図り、入居者や近隣の住民の理解や協力を得ながら、障がい者と地域の人がともに安心して生活できるような環境づくりが求められます。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 公的住宅の充実	町営住宅等既存の公的住宅のバリアフリー化を図り、障がい者に配慮した住宅の確保を計画的に進めていきます。公的住宅への障がい者の優先入居を図ります。
	② 障がい者の多様な住まいの確保	障がい者の住まいを確保するため、アパート等への入居支援に努めます。また、既存施設等を活用した障がい者のグループホームの設置についても検討していきます。

3 移動交通手段の充実

障がい者にとって、移動手段を確保することは非常に重要な意味をもっています。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。障がい者や高齢者に配慮された交通機関の導入、身体的・経済的負担の少ない利用方法、交通機関の円滑な連携、利用者の安心への配慮などが重要です。さらに、外出支援策として、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院介助」や、地域生活支援事業の「移動支援事業」「生活サポート事業」を重層的に提供していく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 外出支援の充実	外出支援のため、通院介助、移動支援事業、生活サポート事業等の充実を図ります。
	② 自動車の利用支援	自動車による外出を支援するため、自動車改造費補助制度の利用促進を図ります。
	③ 歩行空間の整備	県の福祉のまちづくり条例を基本として、歩道の設置と段差の解消を推進します。また、バリアフリー新法に基づき、公共施設や病院等、障がい者の生活に関連がある施設に対して、障がい者用駐車スペースの確保を要請します。
	④ 公共交通機関の充実	障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備を目指して、待合所等が利用しやすくなるよう、バリアフリー化を国や県に要請していきます。

4 防災・防犯対策の推進

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

自治会組織などの積極的な活動や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所、経路の周知を図る必要があります。

近年、わが国では治安の悪化が進んでおり、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進していくことが重要です。

今後も、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害のみならず犯罪などの被害にも遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 災害の知識及び対処法についての広報、啓発	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、広報紙等に町の避難所情報等を掲載していきます。
	② 緊急通報体制の整備、充実	障がい者やその家族が緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備・充実に努めます。
	③ 防犯対策の充実	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。また、障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。
	④ 災害マニュアルと避難マップの普及	障がい者が災害時に的確に避難時の対応ができるよう、その体制づくりと災害マニュアルの整備を進めマニュアルの普及に努め、さらに避難マップの普及を図ります。
	⑤ 避難場所の確保	災害時に避難所となる学校施設等の公共施設などのバリアフリー化を推進し、障がい者の避難生活にも支障のない避難場所を確保します。

第4章 教育・育成

1 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子供が共に教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育・育成については、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。

子どもに障がいがあることで、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることの無いような教育支援体制が確立されなければなりません。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と支援を行うこと、また、一人ひとりの障がいの種別・程度・能力・適正等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。

教育におけるノーマライゼーションの進展のために、障がいのある幼児、児童、生徒を地域の小・中学校に受け入れる体制を整えていく必要があります。

また、障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

	施策項目	内 容
今後の 取り 組み	① 療育体制の整備、充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関の連携や情報の共有化を図りながら療育体制を整備します。
	② 教育相談、就学指導体制の充実	日常的な教育相談の充実を図り多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を推進する観点から、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
	③ 療育、教育相談、就学指導に関する広報の充実	障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、出来る限り早い時期に相談を受けられるよう、母子保健事業や保育所・幼稚園等との連携を強化し、障がい児の保護者への療育、教育・就学等に関する情報提供の充実を図ります。
	④ 学校における相談体制の充実	学校においては障がい児担当の教員の配置に努めるとともに、担当教員を中心に障がい児及び保護者からの相談に対応し、特別な支援を要する児童の学校生活の充実を図ります。

2 障がい児に対する教育・保育の充実

ノーマライゼーションの観点からいえば、障がいのあるなしにかかわらず、等しく義務教育を受けられるように考えることが大切であり、学校施設の整備の問題や障がい児に対する正しい認識など、障がい児が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。

そのため、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進め、ソフト面では、特別支援教育を充実させるために、教職員の研修会等への参加を促します。

今後の取り組み	施策項目	内 容
	① 障がい児保育等の充実	障がい児が可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園に入れるよう、施設定員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、障がい児の発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。
	② 特別支援教育の充実	教職員の資質向上のため、障がい児担当者研修等の一層の充実を図り、一人ひとりの能力や個性に応じた支援に努めます。障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。
	③ 個別の教育支援計画の策定支援	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、本人及び保護者をはじめ関係機関や関係者との連携を深め、保育要録及び就学支援ファイルを作成し、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障がい児の教育を長期的な視野から継続的に支援します。
	④ 進学相談の充実と就労先の確保	障がい児の卒業後の進路に関して、進学に関する相談支援の充実を図るとともに、障がい児が自立して生活していけるよう、ハローワーク(公共職業安定所)や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。
	⑤ 地域子ども・子育て支援事業の充実	平成27年度からの「子ども・子育て支援制度」では、子育て中のすべてのご家庭を支援する。地域の実情に応じた子ども・子育て支援に重点を置いています。 放課後健全育成事業では、町立馬門小学校・町立若葉小学校に障がい児が利用できるよう、人員を配置支援します。また、幼稚園・保育園では、障がい児保育を実施できるような人員配置に務めます。

第5章 雇用・就労

1 障がい者の雇用の促進

働くことを望んでいる人の誰もが、その適正と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

障がい者の就労環境は依然厳しい状況が続いており、働く意欲を持ちながら、受け入れ態勢が整っていない等の理由で雇用されていないという状況も依然としてあります。

法定雇用率として常用労働者数が50人以上の民間企業は2%以上の障がい者を雇用しなければなりません。法定雇用率を達成していない企業がいまだに少なからず存在しています。

常用労働者が100人を超える場合は、障害者雇用納付金制度の申告義務があり、達成できない場合は雇用納付金を納めることとなります。

この財源を使って、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金等各種助成金の支給に利用しています。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 法定雇用率の達成指導	法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。
	② 事業主等への広報、啓発	障がい者の雇用促進のため、民間企業等に対して障がい及び障がい者の正しい理解を促す広報・啓発に努めます。
	③ 各種助成制度の周知と利用促進	ハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の広報・啓発に努めます。障がい者を新たに雇い入れることで、作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障がい者の雇用を促進します。

2 障がい者の職業能力の開発・育成

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。

しかしながら、民間企業における障がい者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが実情のようです。

今後、障がい者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障がい者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 職業訓練校などの職業訓練に関する情報提供	障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「県立障害者訓練校」、「県立高等技術専門学校」、「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。
	② 職親制度活用の促進	職親制度を普及、推進するため、協力事業所の拡大を図り、障がい者が積極的に制度を活用できるような環境を整備します。

3 障害者就労施設等優先調達方針

趣 旨:

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、野辺地町における障がい者就労施設等からの物品又は役務の調達について、契約の公正、経済性の確保及び適正履行を確保し、かつ適正な予算執行に配慮しつつ、障がい者の雇用に務め企業及び障害福祉サービス事業者等の受注機会を図り、障がい者の雇用及び職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とします。

適用範囲:

町すべての機関が発注する物品及び役務の調達に適用することとします。

調達の対象品目:

- ① 物品(印刷製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類及びその他障がい者就労施設等が提供可能な物品)
- ② 役務(除草業務、清掃業務、スタンプ押し業務、封入業務、クリーニング及びのその他障がい者就労施設等が提供可能な役務)

調達方針:

- ① 障がい者就労施設等の提供可能な物品については、情報を共有し、調達の推進につとめるものとする。
- ② イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びクリーニング等の役務について、障がい者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- ③ 障がい者就労施設等からの物品調達の推進に当たっては、町内中小企業に十分配慮するよう努めるものとする。

4 障がい者の就労環境の改善と定着促進

職場適応への支援については、障害者総合支援法の障害福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

障がい者は、就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。障がい者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と職場への定着率を高めていくことが今後一層大切となってきます。

今後の 取り 組み	施策項目	内 容
	① 労働環境の整備促進	障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
	② ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行うジョブコーチ(職場適応援助者)による支援を促進します。制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。
	③ 職場における障がい者理解の啓発	就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、障がい者理解の啓発に努めます。
	④ 関係機関との連携の推進	ハローワーク等との連携を強化し、障がい者の職業的自立を支援します。
	⑤ 雇用環境の整備支援	民間企業等において障がい者を雇用しやすくなるよう、施設・整備の改修等に対する公的支援制度の周知を行います。
	⑥ 就労の援助体制の整備	障がい者の就労を促進するため、公共交通などの移動手段の確保をはじめ、きめ細かい支援体制づくりを推進します。
	⑦ 通所施設での就労移行支援等の推進	通所施設で実施される就労移行支援事業(一般企業への就労を希望する障がい者への支援)の支援を行うとともに、利用促進のための周知を行います。
	⑧ 地域活動支援センターでの就労支援の充実	一般企業での就労が困難な障がい者の働く場を確保するため、通所施設での就労継続支援事業の実施を支援し、利用促進のための周知を行います。

第6章 保健・医療

1 障がい者の原因となる疾病等の予防・治療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制の充実や予防面での対策を強化する必要があります。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

生活習慣病(将来起こりうる疾病)を予防するために、若い世代から健康な生活習慣に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組んでいけるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を通して支援していかねばなりません。

母子保健の分野では、妊娠届出時には保健師等が面接し、妊娠初期の健康管理についての相談や相談機関の紹介を行っています。また、妊娠中期以降の健康状態が良好に保てるよう、妊娠中の生活や留意事項について十分説明し、医療機関や関係機関と連携を図り、ハイリスク者に対しての個別訪問等を実施しています。

このような、妊産婦への訪問指導や、乳幼児健康診査などの母子保健事業は、今後、障がい者対策という観点からもより一層重要性を増してくるものと思われます。

精神保健の分野では、精神医療や相談窓口の充実により、疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持、増進の取り組みを支援する体制の充実が求められます。

	施策項目	内 容
今後の取り組み	① 母子保健事業の充実	医療機関との連携を図り、妊産婦への保健指導や乳幼児検診等による疾病の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
	② 乳幼児の障害の早期発見の推進	乳幼児健診や訪問指導等により、乳幼児の障がいの早期発見、フォロー体制の充実に努めます。
	③ 生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進	健診受診率の向上を図り、糖尿病、脳卒中、心臓病などの疾病の予防と早期発見に努め、健康教育、健康相談等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
	④ 訪問指導(保健指導)の充実	保健師等による訪問指導(保健指導)を推進するとともに、定期的な訪問指導体制の充実を図ります。
	⑤ 精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の推進	医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健相談や訪問相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や、健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。
	⑥ 療育相談・指導の充実	県、児童相談所、療育機関、医療機関との連携を強化し、療育相談・指導の充実を図ります。

2 医療・リハビリテーションの充実

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいにもなう二次障害の予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これに伴って、医師、歯科医師のほか、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の確保とともに、それぞれの職種の資質向上を図る必要も生じています。

	施策項目	内 容
今後の 取り 組み	① 医療体制の整備	症状や状態に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、町内の医療機関、周辺の市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。 さらに、通院のための移送サービスの充実等に努め、障がい者の受診機会の確保を図ります。
	② 医療、リハビリに関する相談体制の充実	保健師等の専門職員による障がい者医療やリハビリに関する相談、難病患者に関する相談対応の充実を図ります。
	③ リハビリテーション体制の体系的整備	障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）の提供体制はもちろん、医療機関等関係機関との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。
	④ 機能訓練の充実	理学療法士等の専門職員の確保を図り、関係機関との連携を強化します。 訪問による機能訓練の充実を図ります。
	⑤ 医療費の軽減対策の推進	医療費の負担軽減のため、公費負担制度の利用を促進するとともに、適用の拡大を関係機関に要請していきます。

第7章 情報・コミュニケーション

1 情報収集・情報提供の充実

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる環境が必要です。特に情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップとなる視覚や聴覚障がいのある人への配慮が重要です。

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、様々な媒体を活用した継続的な情報提供のほか、手話通訳者などによるコミュニケーション支援の充実を図ることが重要です。

情報提供の充実には、有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

	施策項目	内 容
今後の 取り 組み	① 多様な手段による 情報提供の充実	障がい者に関する各種サービスや施設・団体・イベントなどの情報を町民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や町のホームページを活用して情報提供の更なる充実を図ります。
	② コミュニケーション手段 の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
	③ 情報提供窓口の充実	町や社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。窓口と地域包括支援センターなどの情報集約拠点とのネットワークを構築し、情報の共有化システムを確立し、情報提供の充実を図ります。
	④ 通信機器の利用促進	電話、ファクシミリ、携帯電話等、多様な通信機器の利用による情報提供の充実を図ります。パソコンや携帯電話の普及状況やその有用性等を踏まえ情報提供及び双方向通信の手段としてメールやインターネットの有効活用を検討していきます。

第 3 編
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点

1 第6期野辺地町障害福祉計画・第2期野辺地町障害児福祉計画の基本的な考え方

障がい保健福祉施策については、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られましたが、身体・知的・精神という障がい種別ごとでわかりにくく使いにくい、サービス提供において地方公共団体間の格差が大きい、費用負担の財源を確保することが困難などの理由により平成18年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、同法は、障がい者児を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名を変更して施行されました。また、平成30年4月より、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

このたび、「第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画」の計画期間が終了となることから、令和3年度以降の本町の障がい福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的として、「第6期野辺地町障害福祉計画・第2期野辺地町障害児福祉計画」を策定します。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針では、「障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標を計画に見込むことが適当である。」としています。

そのため、本計画では基本指針を基に本町の実情を踏まえ、成果目標及び活動指標を設定することとします。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針では、「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」と、「令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること」を目標として設定しています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行における成果目標】

項 目	令和5年度末
施設入所者の地域生活への移行者数	3人
施設入所者の削減数	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」と、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」、「精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数」の見込みを目標として設定しています。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	16人	16人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
共同生活援助の利用者数	8人	9人	10人
自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針では、「地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること」を目標として設定しています。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実における成果目標】

項目	令和5年度末
地域生活支援拠点等の確保	1か所 (整備済)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検証及び検討の回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針では、「令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすること、併せて就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこと」と、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること」、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること」を目標として設定しております。

【福祉施設から一般就労への移行等における成果目標】

項目	令和5年度
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業の利用の割合	7割
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、「令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置すること」と、「令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」、「令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保すること」、「令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること」を目標として設定しています。

【障害児支援の提供体制の整備等における成果目標】

項 目	令和5年度末
児童発達支援センターの設置	設置の可否を決定
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築の可否を決定
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保の可否を決定
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	圏域で配置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域で配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、「令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること」を目標として設定しています。

【相談支援体制の充実・強化等における活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、「令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること」を目標として設定しています。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における活動指標】

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 訪問系サービス

【訪問系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がかなり高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【第5期の実績(見込)】

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
居宅介護	16人	13人	17人
重度訪問介護			
同行援護	354時間	232時間	283時間
行動援護			
重度障害者等包括支援			

【第6期のサービス見込量】

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	18人	18人	19人
重度訪問介護			
同行援護	254時間	229時間	206時間
行動援護			
重度障害者等包括支援			

《 サービス見込量の確保のための方策 》

第5期の利用状況を見ると、利用時間は平成31年度に大幅に減少していますが、令和2年度には増加となっています。

訪問系サービスは障がい者等の地域生活を支える基本事業であることから、今後の利用が見込量以上となることも想定されるため、十分なサービスの量を提供できるようサービス見込量に関する情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

【日中活動系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型：雇用型、B型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握し、生活リズム、体調の管理などに関する課題解決に向けて、指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【第5期の実績(見込)】

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
生活介護	49人	50人	50人
	947人日	994人日	925人日
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	9人	5人	4人
	168人日	101人日	80人日
就労移行支援	3人	2人	2人
	55人日	26人日	20人日
就労継続支援 (A型:雇用型)	5人	8人	8人
	82人日	164人日	135人日
就労継続支援 (B型:非雇用型)	68人	73人	76人
	1,235人日	1,392人日	1,296人日
就労定着支援	0人	1人	1人
療養介護	3人	3人	3人
短期入所	3人	3人	2人
	35人日	19人日	21人日

※人日＝月間の利用人員×1人1月当たりの平均利用日数

【第6期のサービス見込量】

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	51人	51人	52人
	916人日	907人日	898人日
自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	3人	3人	2人
	63人日	50人日	39人日
就労移行支援	2人	2人	2人
	16人日	12人日	10人日
就労継続支援 (A型:雇用型)	10人	13人	16人
	173人日	221人日	283人日
就労継続支援 (B型:非雇用型)	80人	84人	88人
	1,335人日	1,375人日	1,416人日
就労定着支援	0人	0人	0人

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	3人	3人	3人
短期入所	2人	1人	1人
	16人日	12人日	10人日

※人日＝月間の利用人員×1人1月当たりの平均利用日数

《 サービス見込量の確保のための方策 》

第5期の利用状況を見ると、生活介護と就労継続支援(B型:非雇用型)の利用が多くなっています。

今後も生活介護と就労継続支援(B型:非雇用型)については多くの利用が見込まれ、また、就労継続支援(A型:雇用型)については利用の増加が見込まれますが、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者により十分なサービス提供ができる見込みです。

3 居住系サービス

【居住系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
自立生活援助	障がい者の支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望されている知的障がい者や精神障がい者について、定期的に訪問するなどの支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、排泄、食事の介護等を行います。

【第5期の実績(見込)】

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助 (グループホーム)	23人	21人	22人
施設入所支援	39人	43人	42人

【第6期のサービス見込量】

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	0人

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	23人	24人	26人
施設入所支援	44人	45人	47人

《 サービス見込量の確保のための方策 》

第5期の利用状況を見ると、共同生活援助と施設入所支援の利用は横ばい傾向にあります。

今後も共同生活援助については施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行、施設入所支援については障がい者の重度化・高齢化により利用が見込まれることから、引き続き相談支援事業者等と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

【相談支援サービス一覧】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者・児について、サービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成し、障害福祉サービス開始後は、モニタリング等の支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービスです。

【第5期の実績(見込)】

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
計画相談支援	46人	49人	49人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

【第6期のサービス見込量】

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	49人	49人	49人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

《 サービス見込量の確保のための方策 》

第5期の利用状況を見ると、計画相談支援の利用は横ばい傾向にあります。

今後も計画相談支援については横ばいで推移していく見込みとなっていることから、引き続き相談支援事業者と連携し、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築に努めます。

第3章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1 相談支援事業

【相談支援事業一覧】

事業名	事業内容
相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務や、成年後見制度利用支援事業を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業所に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に設置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言をします。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	無	無	無

《 事業見込量の確保のための方策 》

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、引き続き障がい者等からの相談に応じ、必要な支援を行っていきます。

2 成年後見制度利用支援事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	0件	0件	2件

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件

《 事業見込量の確保のための方策 》

町長の後見等開始の審判申立てについては引き続き相談支援事業者や医療機関等と連携し、サービスを円滑に実施できるよう努めます。

3 意思疎通支援事業

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	0件	0件	0件
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人

《 事業見込量の確保のための方策 》

潜在的な利用希望者も想定されることから、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については業務委託をし、サービス提供体制の確保を図ります。

4 日常生活用具給付等事業

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
介護・訓練支援用具	2件	0件	0件
自立生活支援用具	1件	2件	3件
在宅療養等支援用具	3件	0件	2件
情報・意思疎通支援用具	2件	4件	6件
排泄管理支援用具	328件	366件	376件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	0件	2件

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件
排泄管理支援用具	349件	349件	349件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件

《 事業見込量の確保のための方策 》

制度について周知を図るとともに、利用希望者一人ひとりの実情に合わせた適切な用具の給付に努めます。

5 移動支援事業

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
移動支援事業	18人	16人	12人
	1,297時間	1,173時間	966時間

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	18人	18人	18人
	1,111時間	1,111時間	1,111時間

《 事業見込量の確保のための方策 》

利用希望者の状況を把握するとともに、引き続きサービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

6 地域活動支援センター

事業名	事業内容
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
地域活動支援センター	1か所	1か所	1か所
	14人	16人	12人

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	1か所	1か所	1か所
	16人	16人	16人

《 事業見込量の確保のための方策 》

障がい者等が地域で自立できるよう、引き続き創作的活動や生産活動の機会を提供していきます。

7 任意事業

事業名	事業内容
福祉ホームの運営	現に居住を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
知的障害者職親委託	知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業名	事業内容
更生訓練費給付	更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ります。

【第5期の実績(見込)】

事業名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
福祉ホームの運営	1か所	1か所	1か所
	3人	3人	3人
訪問入浴サービス	-	1人	1人
	-	45回	110回
日中一時支援	0人	1人	3人
	0回	2回	53回
知的障害者職親委託	0人	0人	0人
自動車運転免許取得・改造助成	1人	2人	1人
更生訓練費給付	0人	0人	0人

【第6期の事業見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営	1か所	1か所	1か所
	3人	3人	3人
訪問入浴サービス	1人	1人	1人
	110回	110回	110回
日中一時支援	3人	3人	3人
	60回	60回	60回
知的障害者職親委託	0人	0人	0人
自動車運転免許取得・改造助成	1人	1人	1人
更生訓練費給付	0人	0人	0人

《 事業見込量の確保のための方策 》

訪問入浴サービスと日中一時支援については引き続き町内及び近隣市町村のサービス提供事業者へ業務委託をし、サービス提供体制の確保に努めます。

第4章 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

1 障害児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に合わせ、上肢、下肢又は体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児等であって外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画書を作成し、通所支援開始後は、モニタリング等の支援を行います。

【第1期の実績(見込)】

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
児童発達支援	1人	1人	1人
	6人日	12人日	15人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	9人	13人	15人
	119人日	193人日	228人日
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度(実績)	平成31年度(実績)	令和2年度(見込)
障害児相談支援	4人	4人	6人

※人日＝月間の利用人員×1人1月当たりの平均利用日数

【第2期のサービス見込量】

(1か月当たり)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1人	1人	1人
	18人日	22人日	27人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	17人	19人	22人
	269人日	317人日	374人日
保育所等訪問支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日
障害児相談支援	8人	11人	16人

※人日＝月間の利用人員×1人1月当たりの平均利用日数

《 サービス見込量の確保のための方策 》

第1期の利用状況を見ると、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用は増加傾向にあります。

今後も児童発達支援と放課後等デイサービスについては多くの利用が見込まれることから、引き続き相談支援事業者等と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

第4編

成年後見制度利用促進計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成28(2016)年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、平成29(2017)年3月に成年後見制度利用促進基本計画(以下「国基本計画」という。)を策定しました。それに基づいて市町村は、国基本計画を勘案して、おおむね5年間の間に、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

以上のことから、当町では町の責務として成年後見制度の利用促進に向けて計画的に推進していくために、「野辺地町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

(2) 計画の根拠

本計画は、法第14条(市町村の講ずる措置)及び条例第7条(計画の策定)に基づき、当町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるためのものです。

計画策定にあたっては、野辺地町地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、野辺地町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、野辺地町障害者計画及び野辺地町障害福祉計画との整合を図るものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

(4) これまでの取組と主な実績

当町において、判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用に関わる手続きの支援に取り組みました。また、成年後見制度が利用しやすくなるように野辺地町成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立を行う親族がいない等の町長による申立手続きのほか、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」といいます。)へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成してきました。

■ 相談件数(認知症、知的障がい者、精神障がい者を含む)

単位: 件

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R1年度)	2020年度 (R2年度)
相談件数	1	1	6	2	1	4
町長申立数	0	0	4	0	0	3

※2020(R2)年度は12月時点とする。

■ 町長申立について

<p>相談理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りがないため医療機関や施設の利用契約が難しい。 ・親族が高齢であり、審判申立手続きができない。 ・同居家族が精神疾患等で判断能力が不十分で親族による申立が見込めない。
<p>相談者又は相談機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親族 ・医療機関 ・介護・障がいサービス利用事業所 ・福祉事務所

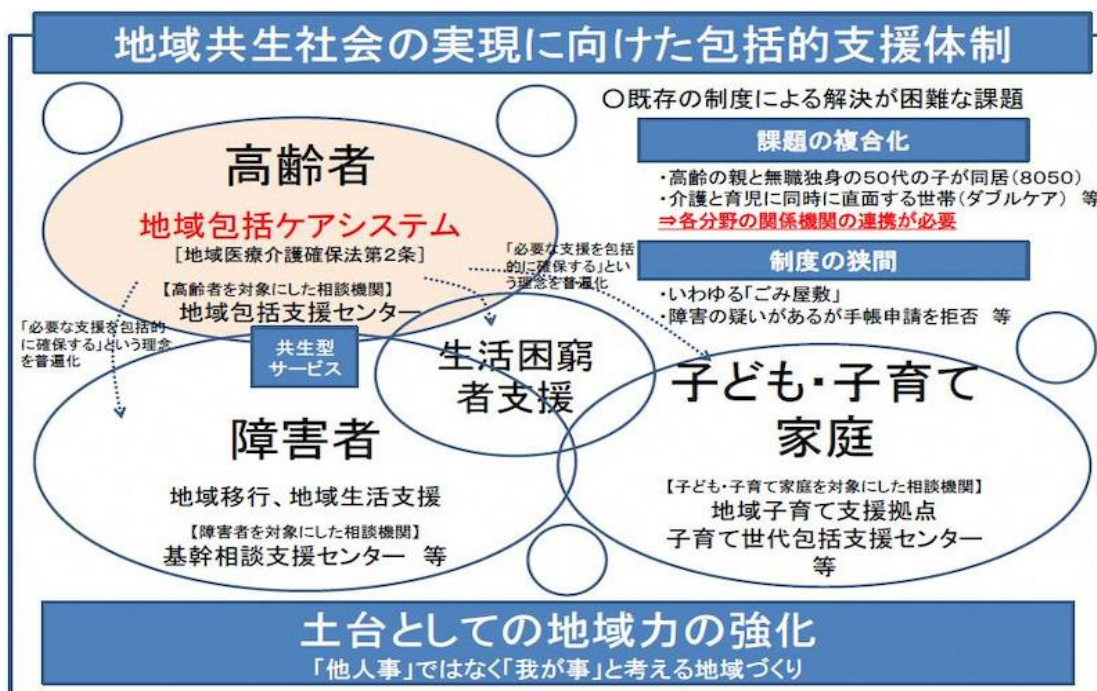
2 計画の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当町では、高齢者や障がい者等の全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制(地域包括ケアシステム)の構築を進めています。誰もが「自立した生活」と「尊厳の保持」が実現できる地域を目指すために、地域における共生意識の醸成に努め、多様な主体の活動によるケア、多職種連携・多分野との協働を推進します。

また、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあること等により判断能力が不十分な人の権利を守り、これからも安心して暮らしていけるよう関係機関との連携の強化を図り、包括的支援体制(地域包括ケアシステム)の一環として、成年後見制度の利用を促進し、町民の権利擁護を支援していきます。

■ 地域共生型地域包括支援体制のイメージ図



(2) 基本目標

国基本計画を踏まえて、本計画の基本目標は次の3つの基本目標を定めて取組を進めていきます。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関^{※1}の整備により権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

広報紙等による情報発信や講習会等の開催の実施、また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進を図ります。

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。

3 実現に向けた取組

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(1) 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障がい者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

1) 地域連携ネットワークの3つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心した生活を続けるためには判断能力の低下に関わらず早期の段階からの支援が有効であり、成年後見制度の利用について町民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

※1 中核機関：地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする多職種による支援体制を構築します。

2) 地域連携ネットワークの組織体制

地域連携ネットワークは、次の2つの基本的仕組みを組み合わせることで構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支えるチーム

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後にはこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、権利擁護支援を行います。

② チームを支援する協議会

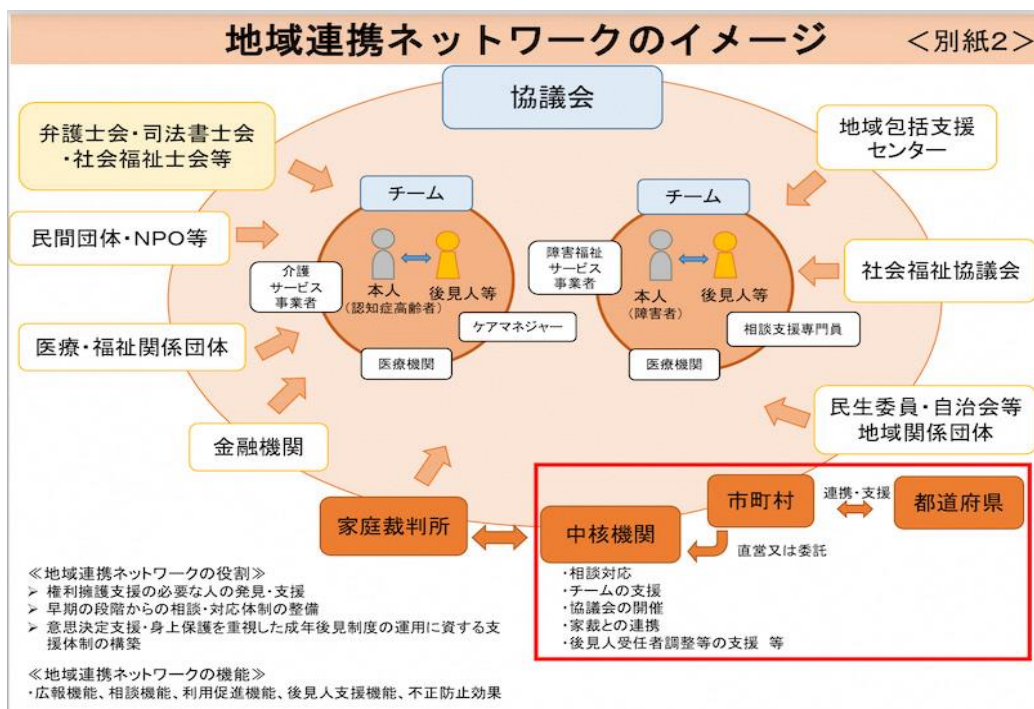
成年後見制度に関する相談への対応や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する「協議会」を設置し、チームをバックアップする体制整備を図ります。

(2) 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関が必要となり、中核機関は専門職による専門的助言等支援の確保や、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

当町では、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を多角的な支援・援助を可能とするため、1市5町1村が広域で連携し中核的な役割を担う機関「(仮称)三沢・上北広域権利擁護支援センター」(令和3年度設置予定)の設置と運用にあわせ、権利擁護支援について高い専門性を有した人材を配置し、権利擁護支援を図ります。

■ 当町における地域連携ネットワークのイメージ図



(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能については、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源を十分活用しながら、当町の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めていきます。

また、地域連携ネットワークの普及による不正防止効果を図ります。

1) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

2) 相談機能

(仮称)三沢・上北広域権利擁護支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談支援や、成年後見制度の利用が必要な方に対して関係機関等と連携し、手続きの説明や申立ての支援を行います。

3) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組みます。日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、後見等が必要と認められるケースについては、成年後見制度への円滑な移行等を進めていきます。

4) 後見人支援機能

親族後見人^{※2}や市民後見人^{※3}の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

5) 不正防止効果

町民、金融機関、民間事業者等を含む地域連携ネットワークへ制度の理解を促し、普及することにより、後見人による財産の使い込み等不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙、パンフレット等^{※4}、ホームページでの情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、町民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。その際には、後見類型だけではなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用や成年後見制度に関連した制度等の利用も念頭においた周知啓発を図ります。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であり、身近に申し立てる親族がない、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対しては、成年後見制度利用支援事業により、引き続き申立ての支援や助成等を実施します。

※2 親族後見人: 家庭裁判所が成年後見人等として選任した親族。

※3 市民後見人: 専門職や親族以外の住民による後見人のこと。

※4 パンフレット等: 成年後見制度のしおり、在宅医療・介護ガイドマップ「認知症ケアパス」等

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

身寄りのない高齢者や親なき後の障がい者、親族と疎遠な人の増加により親族以外の第三者による成年後見人等の需要が増加しています。現在、成年後見人等は、親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人数にも限りがあり、今後は、高齢化等の進展により成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではありません。

当町では、こうした課題に対して中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人の育成及び市民後見人受任後の継続的な支援に取り組んでいきます。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

■ 成年後見制度利用推進の目標指数

具体的な取組	現在 R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
I 地域連携ネットワーク構築に関する取組				
中核機関の設置・運営等	0か所	1か所	1か所	1か所
II 市民後見人等の育成に関する取組				
市民後見人養成研修の開催	0回	1回	1回	1回
市民後見人登録者数	0人	2人	0人	2人
市民後見人フォロー研修開催回数	0回	0回	1回	0回
III 成年後見制度の利用に関する取組				
成年後見制度に関する普及・啓発方法の拡大	健康教育	健康教育	健康教育	健康教育
成年後見人に関する相談件数	4件	6件	8件	10件
町長申立て件数	2件	3件	4件	5件
成年後見制度に要する費用の助成	2件	3件	4件	5件

資料編

1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第一条 野辺地町に居住する障がい者の自立した日常生活や社会生活を可能とするため、地域障がい者福祉の連携強化と必要な障害福祉サービスのネットワークの構築を図り、より良い福祉サービス支援を協議することを目的として野辺地町障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

第二条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害者基本法に基づく障がい者基本計画の策定に関すること。
- 二 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画に関すること。
- 三 障害者福祉サービスの現状と情報の収集に関すること。
- 四 障がい者の保健・福祉サービスのネットワークの形成に関すること。
- 五 その他、障がい者の生活支援の推進等に関すること。

(協議会の委員及び任期)

第三条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、野辺地町包括ケア会議設置要綱(平成十四年野辺地町告示第六十四号。以下「包括ケア会議設置要綱」という。)第九条の第二項に規定する構成員をもって充てる。

2 委員の任期は包括ケア会議設置要綱第四条第二項の期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、包括ケア会議設置要綱第九条第3項の規定に基づく障害者福祉対策部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

3 会長の職務は次のとおりとする。

- 一 協議会を総理する。
- 二 必要に応じて協議会を招集する。
- 三 協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求め、説明を求めることができる。

(事務局)

第六条 この協議会の事務局は、障害者福祉業務を所轄する課に設置し、庶務を行う。

(細則)

第七条 この要綱の施行に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

野辺地町障がい者支援計画
(令和3年度～令和5年度)

発行日 令和3年4月

発行 野辺地町

編集 野辺地町介護・福祉課

〒039-3164 青森県上北郡野辺地町字前田5番地2

TEL:0175-65-1777(代)

FAX:0175-64-8518
